

3周年

特 別
企 画

TTC創設 顛末記

(社)電信電話技術委員会は、10月25日をもって創立3周年を迎えました。これを記念し、特別企画として、創立前より本年6月まで事務局長としてご活躍いただいた舟木理事に、種々の裏話をはじめ、TTC創設時の顛末について、ご執筆いただきました。ご多忙の中、“大作”を寄稿していただいた舟木理事に、紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。



(社)電信電話技術委員会
理 事 舟 木 外美雄

男子、意気に感ぜざるべけんや

旧盆の日、小松空港の近くにある妻の実家の墓参りをすませ、我が家に着いたのが、午後3時ごろ、陽はまだ高く、締め切ってあった部屋はまるで蒸し風呂のよう。したたる汗を拭う間もあらばこそ、乾いた空気を切り裂くように電話のベル。

時、昭和60年8月15日。

電話口に郵政省電気通信事業部長松野さん（現郵政省官房長）の聞き慣れた例のドスのきいた声が、響く。朝から何度も電話したという。何か不吉な予感がよぎる。

「故郷の金沢にいる君に悪いが、東京で電気通信関係の仕事をやってもらえないか、できれば、身柄は私に預らせて頂きたい。悪いようにはしない」

言葉こそ丁寧だが、毅然たる命令調とうかがえた。

長い役人生活に培われた「上司の命令に服す」という習性、「退官しても省の要請に従うべし」という慣習？

一瞬、たじろんだが、「ハイ、承知いたします」

の語が無意識にでる。

.....

こりゃ、えらいことになったぞ。

仕事の内容もさっぱり分からぬ。ましてポスト、待遇も？.....

いささか軽はずみな答えをしてしまったかな、まあ、人事の才に長ける松野さんを信頼するしかあるまい、と自分に言い聞かせる。もっとも、郵政省郵務局営業課長退官後、お世話頂いた故郷のテレビ会社で3年、いささか場違いの感が抜けきらなかったときだけに、ヨーシ、やったるぜ！！の気がしないでもなかった。

.....

側で聞いていた妻、異様な電話の話ぶりに青ざめた顔を引きつらして叫ぶ。

「貴方、まさか東京へ行くということでないでしょうネ。テレビ会社の重役といえば、地方では名士の端くれ、なんの不足で今更、東京くんだりに戻るノ、家も建て、親戚同士のお付き合いも誠にうまくいっている。貴方は少年のころから働いている。人様より早めに悠々自適の生活に入っても決しておかしく

ない。老後は二人でのんびり故郷ときめて金沢へ帰ったのでないか」

難詰しきりである。

「なるほど、君のいうとおりだ。しかしだ。私の今日あるは、ひたすら省のおかげ、このご恩を忘れてはなるまい。省も片田舎の私に出てこいというのも、よくよくのことか？

その上、我が敬愛する松野さんの頼みだ。男子、意気に感ぜざるべけんや！！

オッチョコチョイというかもしれんが、もう返事はしてしまった。

もちろん、単身赴任だ、といっても市川の息子夫婦にやっかいになろう。まあ、1年もしたら帰ってくる。それまで我慢してくれ」

さあ・・・それからが大変。親戚の非難はもとより、親しい友達ですら、何と物好きな人よと。静かでなんのざわめきもなかった我が家は、以来、沈んだ冷たい空気に包まれる。

どうやら、息子も反対らしい。

だが、言い出したらきかない私、妻は先刻ご承知。諦め顔でボチボチ夜具、洋服、下着類の準備に取り組む。かかる。

この間、総務課長の五十嵐さん（現電気通信事業部長）には、一方ならぬお手をかけ、また、ご助言を頂いた。が、漠然とながらも仕事のあらましが、分かるにつけて驚いた。こともあろうに、もっぱら技術分野に関わることという。

いったい、私は何をやればいいのか。隔靴搔痒の思いはしきり。

かくて、その年の10月20日、単身上京。

秋といっても、残暑厳しく、久しぶりに乗った地下鉄東西線の混雑は凄いの一語。

田舎の通勤に比べるもなく痛勤、朝晩、東京の人々は、まるで修験者のように、この荒業のお勤めが強いられる。これに耐えられない者は、当然、退散というところか。

さてさて、この難行苦行、私にはいつまで耐えられるか？

.....

仮事務所の開設

松野部長への挨拶もそこそこ、高田データ通信課

長（現政策課長）からは、ご苦労さんの労い。辰巳補佐、平井係長が紹介される。

直ちに、事務所作りに取りかかってくれと。とりあえず、仮事務所は第一勧銀のご好意により、高度化協会の設立準備事務室として使った、東京桜田ビル3階の一室を使う。ただし、年内限りの約束になっている。それまでに正式の事務所を探し、開設すべしと。

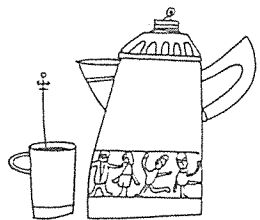
いやはやなんたることよ！

早速、仮事務所検分。幸い郵政省に近い。30坪程度の広さか。会議用卓子に椅子が10脚程度、別に応接室と机、椅子がひと揃え。そうそう、冷蔵庫と若干の湯呑も。

ところで金は全く無いという。さしむき、(社)日本情報通信振興協会が立て替えることになっているから、太田事務局長と連絡して頂きたいと。

まずは、事務用品の調達が必要。私ひとりではどうにもなるまい。誰かこまごました仕事を手伝ってくれる人がいないかと、息子の嫁に相談。偶然にも近くに住む同級生で独身、一人遊んでいるのがいるという。交渉寸時、快諾。彼女、姓を豊丹生（ぶにう）といい、外語大を出て米国に7年留学。されば、英語に不自由はない。当節やたらと外来語が幅をきかす、殊に電気通信技術分野ともなれば英語に堪能でなくては、物の用に立ち得べしとは思われぬ。誠にラッキーだった。このことは後でしっかりと知らされた。

翌日、彼女と郵政省売店にて当面必要な、お茶、コーヒー、砂糖それに若干の封筒、文房具の買い出し。ついでに彼女にいう「これから電気製品は、秋葉原で、雑品類は通産省売店で、食料品類は農林省売店で買うべし」と。



TTC正式発足

10月25日、郵政大臣から社団法人電信電話技術委員会（THE TELECOMMUNICATION TECHNOLOGY COMMITTEE 略称、TTC）の設立許可書が交付される。

早速、筆をとって、墨痕鮮やかに？ 張紙を仮事務所に。

それにしても、「電信電話」とは古臭く、公益法人として「委員会」とは新鮮なり。電波関係は扱わない、米国のT1委員会にちなんだ、というのが表向きの理由だが、設立に際し、通産省との間に相当なやりとりがあったことは、知る人ぞ知る。

この両省の角逐は、田舎にいた私は知るよしもないが、しかし、通信と情報処理の融合現象が、両省所管業務の境界を不分明？（通信の分野にコンピュータがドカドカと上がりこんだ？ また、その逆。）にしたことから起こる省闘（各省の争い？）であろうとは容易に想像できる。もっとも省闘は、そろそろ消燈にしてほしいとの声もある。

我がTTCの評議員である猪瀬学術情報センター所長は言う。

「米国は多民族国家であり、民族間で生じる活力が国の活性化につながる。我が国は単一民族であり、省闘という活力が、行政の活性化、ひいては国の活性化につながる」と。

さすがにスケールが大きい。
・・・・・・・・・・・・・・・・

しばらくして、専務理事候補のNTTの飯田氏が紹介される。交換部門のオーソリティとか。

虎ノ門の一杯飲み屋でお互い協力を誓う。

話題は、遠く日米技術格差、追いつけ、追い越せの時代に溯ったが、話のやりとりから氏は私と年齢は離れているものの遙かな人格者とうかがわれ、第一級の紳士と見受けた。

人は、静と動のコンビというが、その後、専務には、TTCの運営について適切なご指導を頂くとともにジャジャ馬たる私を乗りこなしてもらった。

設立の経緯

さて、ここでTTC設立の経緯についてみる。

昭和60年4月、電気通信事業法の制定により、我が国の電気通信事業は100有余年にわたる独占に終止符を打ち、競争体制に入ることとなった。この独占から競争への過程において、新規参入事業者がそれぞれ独自の技術を構築すれば、通信の本質であるネットワークの形成が困難になることは自明である。このことにおいて、自由化の理念の下、政府と民間との関わり合い、つまり、相互接続に係る技術基準の在り方は改めて解決すべき重要な課題となった。

一方、日米貿易摩擦交渉において、我が国の通信機器に係る技術基準の設定の在り方が非関税障壁として採り上げられた。すなわち、本来、利用者の選択に任せてもよい部分についてまで国が技術基準を設けている。国の定める技術基準はネットワークを損傷しないものに限定すべきである。また、技術基準を定める場合、公正かつ透明な手続きで行われ、外国の企業にも意見を述べる機会が保証されるべきである。・・・というのが米国の主張であった。

このような状況にあって政府は、自由化政策の一環として、政府が定める技術基準は、ネットワークの損傷防止等を図るものに限ることとし、そのほかは民間の手にゆだねることとした。

60年7月、日米貿易摩擦交渉を受け、政府、与党対外経済対策推進本部においては、「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」が決定され、その中で「政府規制を離れた技術基準について、透明な手続きによる公平な民間自主基準の策定のため、米国のT1委員会と同様の民間基準策定機関を設立する」ことが明記された。

かかる背景にあって、逸早く民間が始動した。

同年8月29日、欧米の実業界の代表を含む設立発起人（代表、渡辺文夫経団連、情報・通信委員長）により、TTCの設立総会が開かれ、電気通信網の接続に関する標準の作成を目的として、内外に開か

れた民間基準策定機関が産声をあげた。

ざっとこんな経緯といえよう。

ワープ12、礼賛

TTC発足、早くもエンジンがかかった。

第1回理事会を11月5日に開き、会長、理事長の選任、理事の増員、諸規程の制定、事務局長の任命承認等の案件を付議するという。

諸規程は手回しよく準備されてあった。技術委員会規程に目を通す。

第3条（委員）で、「委員は、正会員であって技術委員会の活動に直接的かつ実質的に影響を受ける可能性を有し、及び技術委員会への参加を希望する者のうちから、理事長が任命する」とある。なんだこりゃ、ハハーンT1委員会からの直訳文だな。これじゃ想定問答集を作らにゃいかんナと直感する（その後、第1回標準化会議に向け、規程、細則の条文について膨大な想定問答集を作った。）。第11条では、技術委員会以外からの異議等はこれを尊重するもの」とある。これは、意味が深いナと思いつつもTTCの自主性等にかんがみ、「これを誠実に処理するもの」に改めることを提言。

また、事務局組織規程では、総務、技術に若干の調査役を置くとあったが、対外折衝も考え、総務部長、第1・第2・第3技術部長を置くことに改めることとした。

他方、事務局就業規則を見ると、勤務時間は、毎週土曜日半日出勤とある。いかにも時代遅れだ！そうそう、事務局員は「定年60才」とあった。何のことはない、私はあと1か月で退職だ。

いずれも素早く訂正。

定年については、「理事長これを定む」とした。しかし、65才とすることは関係者の意図。これは後々のこともあり、生証人としてはっきりしておく。

これらすべて、理事会の前日のことである。

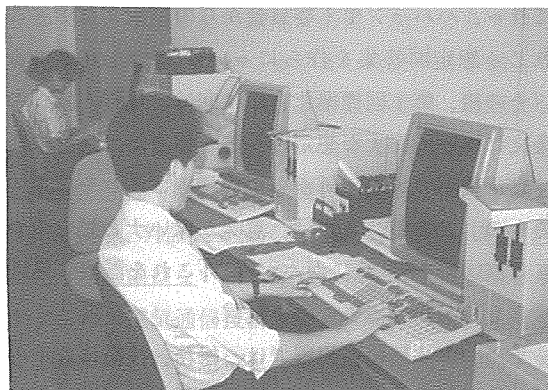
それにしても訂正に係る文書類は、いとも簡単にでき上がり、そして印刷。なんとまあワープロの便利なことよ（行革審はワープロがなかったらできな

かったともいう。)。使用機種はオアシス（富士通）とか、この関係、つまり、フロッピー写しの必要から、その後における事務局ワープロは、オアシス一本（現在、8 台、パソコン1 台）となる。

おかげで、こうして私もワープロを扱えるようになった。六十の手習いとはいえ、指の運動はいささか健康に役立つか、いや、老眼が少し進んだらしい。

（注）当初は、定款第18条で「この法人に技術委員会を設ける」とあり、このため、同委員会運営の基本的事項を定めた「技術委員会規程」を制定するものとした。しかし、技術委員会の中の技術委員会ということで、分かりにくいということから、その後、第2 回総会（61. 3 .26）において定款を改正し、標準化会議と改称したことにより、現行は、「標準化会議規程」となっている。

なお、名称については、技術会議、標準会議等いろんな案があった。・・・



▲ワープロ

事務局長任命

経団連会館における第1 回理事会（60.11. 5）は予定どおり終了した。

会長に豊田経団連副会長、理事長に秋山空港ビル相談役（お二人とも勲一等を拝受されており、いわば、斯界の巨人である。秋山先生は、通信省の大先輩で遠く運輸次官を務められ、その後、各省、各界の要職に乞われ、今、嬰鑠（かくしゃく）としてご活躍。）が選任され、増員の理事候補の決定、事務局長任命の承認及び技術委員会規程が決定されるとともに第1 回総会を12月2 日に開催し、引き続き設

立記念パーティを行うこととされた。

理事会は、会社でいえば取締役会であろうが、前にいたテレビ会社のそれとは雰囲気その他、随分違うナとは思いつつも私にとっては凄じ緊張の時間だった。

帰り際、ある理事から、TTC の運営については、今のところ、業界で充分のコンセンサスは得られていないように思う。少し、性急すぎないかというのが共通の実感だ。と語ってくれた。TTC 設立の表舞台しか知らない私には、内幕のホンの一端を知らされた感じで、こりゃ容易ならぬものが底にあるナと、慄然たる気持ちに襲われたのも事実だが、それならそれで、頑張るぞ！！ 闘志が沸いたのも偽らざるところ。

さて、総会、理事会には会長、理事長のご出席は不可欠。これがまた、大変。財界副総理ともいわれる豊田会長と激戦の秋山先生のご予定の擦り合わせは事務局長難事の一つ。幸い、私が事務局長2 年9 か月の在任中、両先生とも一回のご欠席もなかったばかりか、驚くなかれご遅刻は全くなかった。そしてこの間に会長には、約60回、理事長には約80回お目にかかり、ご説明、ご報告等させて頂いた。斯界の巨人であるお二方にこれほど、お目通りしたのは、稀でなろうかと自負し、かつ、光栄に思っている。・・・

この第1 回理事会に先立ち、ある日、事務局長候補として豊田経団連副会長にご挨拶するため、東京トヨタ本社を訪れたが、「テレビ会社におられたそうですネ、金沢はとても良いところ、よくまア、こられたですネ、頑張ってください。よろしく」と、哀れとも激励ともつかぬお言葉を頂いた。これには至極恐縮したが、一方、複雑な心境も。

もっとも秋山先生からも同じことを言われたが、先生は更に語を次ぎ、淡々と「私は年寄りである。それだけに経験はあるが、しかし、電気通信だけは素人。TTC は聞くとところによると、大変ややこしいらしい、ひとつ、君、宜しく頼む」と、通り一遍でない真実、誠実のお言葉を頂いた。今も深く脳裏に残っている。

・・・

総会、設立パーティに向けて

事務局職員で最初にやってきたのが、NTT（東京総支社）から出向の坂口君。当面の仕事を説明するやいなや、彼、手早くスケジュール表を作り、課題整理をしてくれる。

こりゃやるわい。正直、地獄に仏の思いだった。

幸い、坂口君の上司は私のいささか関わりのある清水氏と分かって差し当たりの応援、本社を通じて依頼。早速、無理して頂いたのは有り難かった。

坂口君の進言もあり、ワープロとコピー機を設置する。だが、誰もワープロは扱えない。直ちに、豊丹生嬢をワープロ講演会に派遣。いずれなんとかなろう。

我々（といっても4 人だが）は、まずは、12月2 日の総会準備、当日、総会後開く第2 回理事会付議議案等の作成、さらに設立パーティ準備に取りかかる。

総会議案、理事会資料は辰己補佐、平井係長が助けてくれる。

金が無くては戦争？ ができぬ。さしむき100万円の一時借入について、理事会の承認を得たい旨、秋山理事長に相談。理事長曰く、「500万円ぐらいならいつでもプライベートで立て替えるから遠慮なくいってくれ」と。全くの感激だった。

よし！ この人のためならと思う。

難物は、パーティ準備。800 人の招待者リストの作成、案内状の発送、出欠の確認、会場の予約、折衝、経費の見積もり、事業概要を記載したパンフレット原稿の作成、印刷の発注、記念品（テレホンカード）の調達、会長挨拶原稿の作成等々、ドンドン、スケジュール表に書き込まれる。

それだけでない。会員の入会勧誘文書の発送、会費の納入依頼書の作成、発送、・・・。

初めのころはTTC 専用の封筒がなく、すべて、手書きで処理していたが、それより郵便料金が意外にかさむのに驚いたものだった。

さらには、取引銀行の指定要望への対応、事務所

探しについて不動産屋との交渉。法人登記等関係官庁への各種届け出等々。

何せ、仮事務所には電話が一本しかない。増設は困るという。これには往生した。

いったい、こりゃ、始末できるのかい。

不安一杯。夜も眠れぬ日が続く。

今なら話せること

11月中旬、KDD から出向の温厚な紳士、木京君、NEC から出向の大人風で童顔の宇野沢君来る。木京君、ワープロ名人？ とか、頼もしい助っ人、宇野沢君「君、ワープロできるかい？」の質問に、目を白黒！ 「できませんが、やります」その意気やよし。

当面は、異常事態、優秀な技術屋さんに申し訳ないが、さしむき、総会屋、パーティ屋になってくれ、後ろの壁に一枚ごとに課題を張りつけてある。進行経過を記載すること、全員がこれを見て情報を共有すること、問題点があれば遠慮なくいうこと、私の指示に従うこと、結果は直ちに報告すること、何より全員一致協力すること、などを徹底。

この間のエピソードを一つ二つ。

事務局員への指示は、私がほとんど毎朝4 時に起き、その日の予定を作り、これに基づき、出勤と同時に伝達、ある日、国会議員へのパーティ招待状、各議員会館に私の名刺を持たせて配付することとした。面会受付の要領等細々と指示、一斉に飛び出させたが、何しろ全員初めてのことで大いに面食らったとか、今も語り草になっている。

そうそう、このパーティの招待者、郵政省からのリストは次から次と増える。このままでは、費用は1,000万円を超えよう。ともかく、600万円程度に押さええないことにはと、リストを間引きすることとする。省からの問い合わせに備えて、二重リストをつくり、担当を豊丹生嬢とする。彼女ならフンワカとやってくれるだろう。（スミマセン）

……今なら話せること。

パンフレットの失敗

設立パーティには、記念品とともに事業概要等のパンフレットは付き物。

パンフレットの原稿は継ぎはぎでまとめ、イラスト、体裁、印刷等は、旧友佐々木氏の応援も得て無事取り運んだ。早速、でき映えをご覧しようと現物を会長、理事長にお送りした。

ところが何ぞ図らん！

パーティ3日前に豊田会長の写真が裏返しに印刷されている旨、トヨタ本社の秘書課長から連絡が入る。

一瞬、血の気がさっとひく。

課長曰く、「今から改刷は恐らく無理、会長に至急、了解をとって頂きたい」と・・・

なにをおっしゃる。そんな恥ずかしいことがどうしていえるか、・・・・・・

「改刷について全力を尽くす。最悪の場合はパンフレット無しでやりたい」と啖呵をきる。

それにしても、えらいこった。

早速、佐々木氏に連絡、何とその答え、「不可能なり」と・・・・馬鹿な！！

交渉再度、再々度、ラチがあかぬ。

最悪の場合もあろうかと、直ちに省の松野部長の下へ、

「ようーし、原版を貰う。札幌印刷でも熊本印刷でもかまわない。経費はいくらかかってでも徹夜でやらせようじゃないか」強気同士？ だから話は早い。

こうなりやもう喧嘩腰である。

この気迫に吞まれたか、佐々木氏重ねて検討を約束。

同氏奔走！！

時は刻々過ぎる。

苛々すること6時間。「やります。パーティ20分前の納入となろう」

ヤレヤレ、人騒がせにもほどがある。断っておくが、改刷に要した費用はホンの少し上積みされただけ、これも佐々木氏の配慮！

この話、後で会長、理事長の耳に入り、大笑い・・・。責任者の私にしてみれば、そのときは、首（大袈裟カナ）を懸けた大芝居であった。

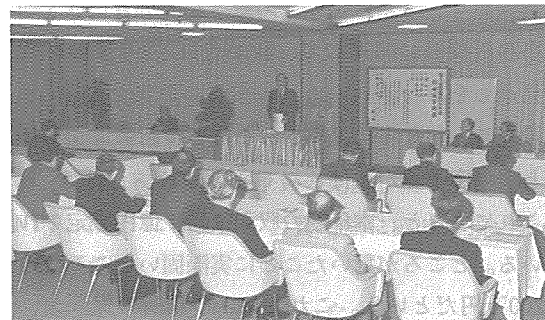
ちょうどそのころ、TTC本採用で総務部長となる、その道のベテラン椿君、やる気満々で来る。彼の採用に至るまでにはNTTの人事担当に随分と無理を申し、かつ、ご迷惑をおかけした。深謝。

・・・・・・・・・・・・・・・・

腹が空いたパーティ

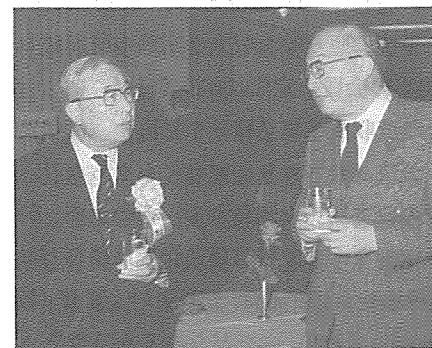
12月2日。経団連会館にて第1回総会、会員全社（25社）が出席、役員選出等の案件が議決され、いよいよ、我がTTCは、電気通信を通じ、人類の未来を拓く担い手として船出した。

不慣れもあって、総会の開始が5分遅れた。秋山理事長から定刻に開始しないと「無効の訴え」に対抗できない場合があると注意された。これに限らず、その後先生からお教え頂いたことの何と多かったことか。



▲第1回総会

総会終了後、第2回理事会が開かれ、専務理事の選任、入会（63社）の承認、標準化会議規程の制定、及び同規程第4条第2項の規定に基づき、標準化会議議長としてNTTの葉原氏、同副議長としてNECの小関氏の選任が承認される。（もっとも標準化会



▲豊田会長と左藤郵政大臣(当時)

マンズフィールド米国大使を迎える
会長、理事長、役員▶



議が構成されてもいないのに正副議長だけが先に選任されるとはおかしい、・・・という議論がなかったのは幸いであったが・・・)

引き続いて設立記念パーティ。

豊田会長挨拶に始まり、左藤郵政大臣、マンズフィールド米国大使の祝辞。この種のパーティに大使の出席は異例とか。

事務局員は一切食べ物に手をつけるなといった。

さぞかし腹が空いたであろう。

やがて、パーティは滞りなく、かつ、盛大に終わる。

少し料理が余ったよう、招待者、間引きすぎたかなの反省も。

さてその晩、坂口君の紹介で赤坂のさる大衆酒場で皆と飲んだ酒のなんと旨かったことよ。

それにしても、この1か月足らずの間、飯田専務をはじめ、事務局員、よく頑張った。

出向職員にありがちなトラブルは一切なかった、いや、厳しい中にも和気あいあいの結束が日増しに強まったことを皆は感じとったようだった。また、我が国の電気通信の革命はTTCより始まる。我、維新の志士たらんと気概も生まれた。そして、それは今なお高まっている。

時流とは恐ろしいものだ、そんな実感すらする。

・・・・・・・・・・・・・・・・



◀パンフレット

事務所探し

無事パーティを切り抜けた。そんな感じに浸る間もあらば。

翌日から年内に立ち退きを迫られている事務所探し。

会議室には40人は収容したい、理事長室、事務室と70坪はほしい。一方、予算を考えると月の家賃は120万円が限度。こんな条件で種々調べる。ところが、虎ノ門界隈の家賃はべら棒だ。保証金も4,000万円は下らない。もっとも、虎ノ門から三田の方にかけて、100メートルごとに安くなっていることがわかる。条件にピッタリする物件は京橋、神田あたりでやたらと目につく。

しかし、定款では主たる事務所は「港区」とある。誰だ、「港区」としたのは！！

郵政省に近いところが便利だ。

よくいうよ。人の懐勘定も考えず・・・。

事務所探しは、本番仕事の忙時を割いて、事務局員は各所に走った。三田、芝、大門、西新橋、虎ノ門、赤坂、六本木と駆け廻った。

バーの2階もあった。洋装店の3階は柱が真ん中にあった。新築もあれば、そうでないのも。この間、驚くべきか、当たり前なのか、貸し手の強気にはへき易した。

やがて、ようやく、来年2月1日、新築オープン。西新橋、阿部ビル2階が第1候補に絞られた。

強気の家主に、私はもっと強気で臨んだ。わが方は、会長は天下の豊田だ。メンバーは超一流企業、保証は政府だ。

仲介の不動産屋が慌てた。駆け引きもいいところだった。

かくて、契約成立。理事長印は私がしっかりと押し、保証金として大枚2,500万円の小切手を渡した。

この間、第一勧銀には種々お手数を煩わしたが、何より、無一文のTTCを信用して頂いたのは有り難かった。

だが考えてみると、仮事務所は年内限りとの約束。

おそろおそろ同行の麻生氏に伺う。

彼、「まあ、何とかなるでしょう」

私は、思わず彼に抱きついた。

仮事務所の60年10月から61年1月まで4か月の家賃、資金繰りもあるからハッキリしてくれと椿君から矢の催促、そういえば、私もはっきり聞いていない。

結果、それはムニャムニャ！！

いや、第一勧銀の絶大なご好意だったとだけいっておこう。

予算の見直し

事務所探しに関連して、我がTTCの今後の財政の見通しをみた。

設立時、郵政省に提出された許可申請には、本年度と翌年度予算が添付されている。

これによると、本年度の収入は約1億円予定されている。ところが驚いたことに実際固いところは約5,200万円だという。これでは、事務所の保証金、借料、設立準備費（パーティ費、備品等初度調達費等）を支払えば、現金赤字。役職員の給料は払えないばかりか(事実、私は12月末まで給料は頂けなかった。)、何よりも本来事業ができない。とりあえず借金でやれと、いうのだろうか。財政運営の責任を任された私の目からみれば、あまりにもずさん。いささか腹が立つ。特に、TTC設立経緯、今後の展開、その他諸般の事情に照らし、収入予定額の積算において、NTT提出の会費予定額はどうも！！

そこで、61年度収支予算見直しを見直す(60年度は設立総会で議決されており、どうにもならぬ。)。まず、60年度の収支決算を試算する。その上で、61年度の支出予定額をみる。事務局運営費は積算どおりでよいか、標準化会議、部会、分科会の会議費(数10万円しか予定してない。)をどうみるか、でき上がった標準は出版収入で稼ぐにしてもそれまでの原案等印刷費用はどの程度見積もればよいか、各国標準化機関との連携、実情調査等をどう考えるか、等々次から次へと難問にぶちあたる。

こりゃよほど性根を据えて見直さないと悔いを残すことになるナと肅然たる気持ちになった。

許可申請に添付した61年度収支予算案を少なからず変えることもあろうかと、理事長に状況と意見を申し上げる。

「君、この種団体は、会議費が多く必要、同時に印刷製本費も想像以上にかかると思う、また、調査研究費も考えるなど、よく見極めて積算してほしい」とのご指示を受けた。

そこで、ご趣旨を体し、独断と偏見で支出予定額を総ざらえに見直し、これを基に収入予定額をはじめ、61年度収支予算案の見直しを行った。

その結果、収入予定額について、今後の会員増加による会費収入分を見込んで尚不足すると思われる額については、大企業のいっそうの理解と協力を得たい旨、実質産婆役の省に談判。

見積もりの精査などで多少のあれこれはあったが、結局、61年度収支予算の見直し案了承とともにNTT、KDDには、快く会費増額に応じて頂いたのであった。

これは、なんとも大きかった。

今思うと、この両社のテコ入れの決断、それは、その後のTTC活動における両社の積極的取組み姿勢につながった。

会計処理

事業が走りだした。当然に金銭の出入りが伴う。適正な会計処理は何よりも大切である。まして、社団法人とあればなおさらのこと。

公益法人の会計原則に従うというまでもないが、いまのところ、大福帳経理で止むを得ない。だが、勘定科目の設定は最小限必要である。

正規簿記、真实性、明瞭性、継続性の原則、昔習ったことを頭に浮かべつつ、他法人の例を参考に、大、中、小科目を設定する。

一般会計、収益会計の区分はどうする、創業費繰延、減価償却基準は、科目印は、後回し、後回し。ただし、出納責任者印だけはすぐ注文しよう。

それにしても、私はいいが、豊丹生嬢と新たに臨時職員として採用した吉田嬢にお給料を支払う必要がある。しかし、残念ながら私は、給与事務(源泉徴収事務、社会保険の加入等)には経験がないし、肝心の金もない。そこで二人は、(社)日本情報通信振興協会に雇って頂くこととし、後で清算することで急場を切り抜けることとした。

パンフレット作成のご縁から、旧友佐々木氏に窮状を訴えたところ、しばらくして、美人の松本税理士が紹介された。彼女、社団法人は初めて、勉強のためにも是非やらしてほしいと、丁重にこられた。報酬もびっくりするほど安い。それより彼女のお人柄が素晴らしい。こちらこそというわけで、即座に決まった。

素早く、彼女の事務所に、TTCのためにもと新たにコンピュータが導入された。

それ以後、彼女の手を経る諸給与事務はもとより、月次決算、年度決算は、いつも早く、確かだ。

NTTの不用物品

何せ、貧乏所帯のTTC・・・節約を心がけねばなるまい。

新事務所の備品類は、お古でいこうと決心。江戸で顔がきく椿君に、NTTの不用物品を譲り受けできないか相談。幸い、NTT総支社の組織替えがあり、大量の不用物品が出るという。早速、交渉。

ある日、寒風と雨の中、椿君とNTT支社の屋上に、うず高く積まれた不用の両袖机、会議用卓子、書箱、書棚、鉄庫、衝立、黒板、ロッカー等の中から、これぞ、というものに「TTC」のラベルを張って歩いた。

磨けば使える、洗えば綺麗になる。そんな気持ちで選んだ。

別に本社へ応接セットと大金庫をねだった。大金庫は、佐藤栄作電気通信大臣が使ったものであった。今も、往時の威厳をそのままに、事務局長席の後ろにデンと据えられている。

ところで、職員の椅子は日中使うもの、これだけ



▲金庫

は格別立派な新品とする。また、理事長室調度品、会議用卓子はすべて新品とする。そんなことも決めた。

61年2月8日、新事務所開設。

敷き詰めた真新しいカーペットが眩しい新事務所に入ったこれら払い下げ物品は、職員の懸命な磨きによって、見る見る綺麗になった。シンナーを使ったため、終わるところになって椿君は気を失い、本京君は倒れた。

申し訳ない次第。

そうそう、チョークがすっかり染み込んだ黒板は、雑巾拭きではダメ、洗剤で拭くと新品同様になる。これは、偉大？な発見であった。

事務局員の両袖机のいくつかは、鍵が掛からない。それでも誰ひとり不満を洩らさなかったのは何としても嬉しかった。

古い物品とはいえ、こころよくお譲り頂いたNTT、特に、少しでも良いものをと親身にお世話頂いた担当の方には、今も感謝している。

でもこれら物品、3年もたつと少しガタがきた。今年当たりそろそろ？



▲事務所開き

電気通信画廊

新事務所には、「絵」がほしい。油絵ならなおいい、タダで頂きたいというのも気が引ける。ご好意で年中お貸し頂けたら一番と、・・・

そんな思いを秘め、省の岡井システム課長に「貴兄油絵に興味はないか」と尋ねる。課長、不審な面持ちにて「なに故の尋ねぞ」と、「かくかく、しかじかなり」・・・

「それはグッドアイデア、されば、KDD、NHKの人達による油絵のサークルがある、ここへ交渉してみん」と・・・

翌日もう返事がきた。快諾なりと。

今、我が事務所の各室には、平田画伯をはじめ、やがて日本の画壇を背負うであろうKDD画伯の人達の、それは見事な絵が幾枚も飾られている。

春は春、秋は秋、季節に応じて・・・

これ、人、称して「電気通信画廊」なりと。

今、密かに、東京の画商の話題になっているとか。もっとも、この話、洩れ聞いた話の又聞きなので、あまり当てにはならない。



▲電気通信画廊

ともかく、絵は人の心を和ませ、豊にし、そして美しくする。きっと部会、分科会の人々の心に訴えたものがある。かくてTTC標準は作られた！
・・・・・・・・・・・・・・・・

TTC運営原則の理解

我々事務局員は、初めて社団法人なる組織において勤務するものであった。そのため、まずは、公益法人としての意義及び法的位置づけ等について十分な理解が肝要と考え、公益法人に関する参考文献を数冊購入するとともに、民法上における公益法人に関する規定の写し及び郵政省の公益法人監督に関する省令の写しを教材に勉強する。

案ずるより生むが易しとか、日ならずして、事務局全員は、公益を目的とする「会員の会員による会員のためのTTCである」ことの認識が深まったことは幸いであった。

また、同時にTTCの設立に至るまでの背景並びに設立の趣旨に照らし、TTCの運営原則について、私は、

・「公正、透明な手続きによる標準の作成」

・「民間活力の導入」

・「国際性をもった取組」

の三本柱を掲げ、内外無差別の入退会の自由、郵政省の通称JUST（推奨通信方式）のTTCへの吸収、

国際標準準拠及び将来的に国際標準への寄与ということを付記して、事務室に張り出した。

ところがである。この張り紙が物議を醸し出した。JUST機能のTTCへの移行については、郵政省としては正式に結論が得られていないという指摘がひとつ。

最も反発されたのは、国際標準への寄与という件であった。

そもそも国際標準への寄書提案等は、国内のCCITT委員会が行うものである。TTCは、国際標準を受け、もっぱら国内標準を作成することを目的とするものでないか。

したがってこのことを将来的とはいえ運営の柱とすることは問題が大きい、という指摘であった。

私は「TTCが実績を挙げ、力をつけたときには、事柄によっては、国際標準に貢献することは、我が国における唯一無二の電気通信標準化機関としてのTTCの当然の責務」と反論したが、どうも旗色が悪かった。そこで当面はという条件付で渋々この件を削除したものであった。

国際性をもった取組みに関連して、ちょうどこのころ、いわゆるYインタフェースとIインタフェースの問題が、渦巻いていたが、私は、戦艦大和（Y）と国連軍（I）の争いだナと皮肉っていたことが思い出される。

（注）CCITTとは The International Telegraph and Telephone Con-

sultative Committee の略。

国際電信電話諮問委員会：電気通信業務の技術、運用、料金問題を研究し、その結論を「勧告」として表明する ITU (国際電気通信連合) の常設機関。

入会の承認

TTC の入会には理事会の承認（定款第 6 条第 2 項）が必要である。

先に述べたように、TTC の運営原則の一つに設立の背景において非関税障壁の問題があったこともあって、内外無差別の入退会の自由を掲げている。もちろん、社団法人である以上、法人たると個人たるとを問わず、事業目的に賛同し、その実現に向けて実質的な貢献が可能であること、継続的に会費の負担能力があること、を入会承認の必要条件とすることは当然であろう。

とはいえ、現状においては、よほど明確な欠格条件が見当たる場合は別として、理事会における入会の承認といっても、実際問題としては、「入るものは拒まず」ということで対処せざるを得ないと思う。

第 2 回理事会（60.12.2）に 60 数社の入会承認案件を提出する際、各理事から、承認にあたっての審査基準をどう考えているか、との質問があった場合、こう答えるしかないナ、と、密かに腹を決めて臨んだことを覚えている。

また、TTC は最新の国際的技術情報が集積する場でもあるが、単に情報収集だけを目的に入会することはまだしも、その情報を出版、解説等を通じ、もっぱら、自己の営利のために利用等することがないか、さらに、分科会等の討議過程では、各企業の対立等が露わになるが、いかに透明性を期すといってもそれが一般にあからさまになっては困るのでないか、正会員及び賛助会員として個人の入会についてどう扱うか等の質問も想定した。

これに対しては、TTC 標準については、必要なものには、できれば著作権を確立することも考えられるが、まずは会員のモラルに信頼するしかない（定款第 9 条により、TTC の名誉を毀損し、秩序を乱

した会員は、総会議決によって除名できる。）。また、分科会の討議過程は、一般に公開等しないこととして、運営したい。さらに、個人の正会員及び賛助会員については、定款上、門戸を開いているが、現状、事務処理上その他問題もあるので、今後、TTC の財政の安定及び運営の円滑化が充分見込まれる状態になったときに考えることとし、さしむきは評議員の個人会員以外の入会は遠慮してもらうことにしたい。

以上の考え方により、当分、入会承認は、法人について「入るものを拒まず」の方針で臨み、その後、具体的問題が生じたとき、入会条件として、複数の既会員の推薦を必要とするなど、考えましょう。

こういった答えを頭に描いたことを今でもはっきり記憶している。

変わった細則草案

TTC の内部機関たる標準化会議の構成及び権能等の基本的事項を定めた「標準化会議規程」(以下「規程」という。)は、第 1 回理事会（60.11.5）において決定したが、同規程第 12 条において標準化会議の運営の細部の事項は、同会議にて定めるとされている。そこでこの細則草案作りが、まずは、焦眉の仕事となった。

もっともこの細則案については、標準化会議構成後、細則草案作成委員会を編成して、ここから提案することも考えたが、時間がかかり、それだけ部会、分科会の組織編成が遅れる、また、どの道、事務局で叩き台の作成は必要だろうから、いっそのこと事務局提案でやろうということにした。

細則案については、手回しよく、省の方で叩き台は作成されていたが、正直いってできが今一つ。

問題は、理事会を代表する理事長の標準化会議への関与の在り方、標準化会議の採決の在り方、幹事会、部会、分科会の構成及び権能の在り方。特に定員制をとるかどうか。

米国 T 1 委員会の手続き等の翻訳を参考に連日、省の小村システム課補佐、田中同係長を中心に衆知

を集め、精力的に検討を進める。

私も時々場に入って、しばしば「結果」に注文を付けるなどして迷惑をかけた。

特に、採決の在り方については、細則マター（標準化会議で決定）でなく、規程マター（理事会で決定）であると指示、この検討を優先し、結論は可及的速やかに理事会に提案することとした。

この点は重要である。よって以下において詳細に述べたい。

かくもあって、細則原案はみる影もなく変わった。

なお、当然のことではあるが、以下における規程等の解釈その他は、あくまでも私個人の見解、意見であることをお断りしておきたい。

尋常の採決方法では

内外に開かれた TTC としては、会員の入会は無差別を建前としている。

だが、現状の会員構成は、メーカーが過半数を超えている。将来、ユーザーの参加に努めるとしても、TTC は余りにも専門的、技術的な討議が交わされる場であってみれば、そうそう期待もできまい。

したがって、標準化会議における採決方式をどうするかは、苦心のいるところとなった。

まず、1 委員 1 票方式があろう。しかし、現会員の業種別の構成は、メーカーが過半数を占め、また、当然のことながら第 1 種電気通信事業者は極端に少ない。

こんな状況においての 1 委員 1 票方式では、採決の公平、公正性は保てない、とする指摘は正当性がある。

この方式の採用は困難と考えた。

それではどうしたらいいか。

T 1 委員会の規程をみると、メンバーを業種別に分類し、分類された業種のメンバーが過半数を占めないよう、規模について、事務局が調整することがあるとしている。規模の調整の手段とは何か。規程上からは読み取れない。かりに、入会の制限につながるものであるとすると、現状の TTC では、この

ような規制は、難しい。

こんなことを横目で見ながら一案として、まず、委員を所属する会員の業種等に応じて分野別に分類する。そして当該分野に、それぞれ一定票を付与し、それを、当該分野に属する委員の数に応じて平等に表決権として与える。といった方式（以下、分野別一率方式という。）が考えられる、とした。

この方式だと、前述の会員の業種別構成上から起こる問題は一応、解消されるが、分野の分け方、また、分野の中での 1 会員 1 定票は、いわば国連方式であるから大企業等の不満が起きるかもしれない。

なお、分野別一率方式の場合は、当然のことながら、会費の負担と表決権との関係はない。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

ところで、我が国の電気通信分野の自由化は、100 年にわたる歴史の改革にほかならず今日は、いわば過渡期にある。したがって、有史以来初めてとする、民間の手による電気通信技術の標準作成の在り方は、これに寄与貢献ないし関心を寄せる関係者の現状を充分踏まえたものであって然るべきであろう。つまりは、電気通信技術に関わる歴史的経緯に立ち、関連企業の経営規模、技術能力等の現実的基盤及び電気通信関係者の実情等において、その総合力が標準作成に結集されることが望ましい。

このことを TTC としての立場からいえば、会員の標準化利益の享便度等に応じ、TTC 事業への貢献がなされることが望ましい。そして、それが促される仕組みをどうしたらいいか、ということになる。

例えば、会員の TTC に対する貢献は、端的に財政的寄与力（これは、イコールではないが、経営規模、技術力、関心度にも関わるであろう。）で捉えられるものとし、これに応じて、部会、分科会への参加が促され、かつ、標準決定における表決権にもこれが配慮される、という仕組みが、考えられないか。そしてそのことは、ひいては TTC の財政の安定を通じて、標準作成の推進につながるのではないか。・・・・・・

こんな議論が延々として交わされた。もっとも、標準化利益の享便度に応じて、会費を

負担する方法といっても、その尺度を何に求めるか、常識的には、売上高とか利益高だろうが、対象額の算出は難しい。また、変動要素もある。資本金はどうか、我が国の場合、税制の関係等もあって企業実態を象徴してない。してみると、一定尺度によることは中々難しい。もちろん、会費拠出は強制する性質のものでない。したがって、結局は、総枠経費の見通しから、NTT等は別格、メーカー何社と何社は同格、同程度で、大ユーザーはこの程度でといった大手企業の負担額の線が何となくで？ その上で、これに連なってそれ相応の負担をする。と、いったような、いわば世間並みお付き合いという日本的解決によらざるを得ないということか。

．．．．．
ともあれ、結論は、かくなかった。

．．．．．
まず、会員を分野別に分類する。

駕籠を「担ぐ人」、「造る人」、「乗る人」の例えに倣い、会員は業種等に従い、基本的に3分野に分類する。そして当該分野にそれぞれ100票を割り当て、総票数を300票とする。ただし、第2種電気通信事業者は「乗る人」に分類されるものとする。

これにより、第1種電気通信事業者は「分野、1」として、100票、メーカーは「分野、3」として、100票、第2種電気通信事業者は「分野、2」として、50票、その他の会員は「分野、4」として、50票が割り当てられる。

その上で、当該分野における1の会員（委員）の表決権は、会費口数を基準として、個々の会員（委員）に割り振るものとする。

といった仕組み（以下、分野別比例方式という。）をとることとなった。

また、この分野別比例方式は、現段階における智恵ということで、将来、より優れた方式があれば速やかに改正することを前提として、「当分の間」の措置とされた。

なお、第2種電気通信事業者を会員の分野別分類において、利用者的位置づけにした点について少し触れておこう。

第2種電気通信事業者は、将来、キャリアー的地

位に立つ（米国では、すでにキャリアーの地位にあるとの反論もあろうが）ことの可能性は否定できない。だが、現段階では利用者的実体にあるということからのとりあえずの措置ということとしたものである。

今後の発展動向によって考慮されることがあろう。

標準化会議における採決方式全体を「当分の間」とした理由もまたここにある。

．．．．．

以上の採決方式について、事務局の規程改正案がまとまったのは、60年の暮れも押し迫ったクリスマスイブの日であった。

発足年度には、どうしても標準化会議を構成し、体制を整えたいと、焦せれば焦るほど次から次へと問題点が浮かび上って、どうにもやり切れない師走の日々にあって、一つの光りが見えた、そんな感じだった。

しかし、この案について理事会の承認を得るという大きな仕事がある。

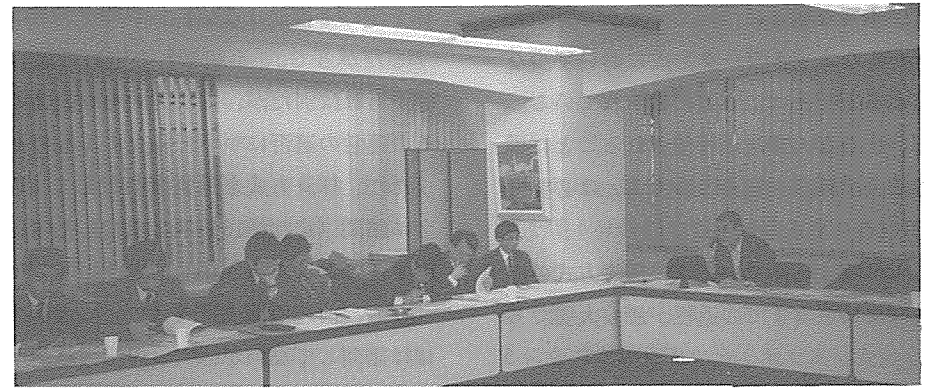
正月休みに充分英気を養って、年明け早々、会長、理事長へ説明し、ご了解を得た上での各理事への説明、いわゆる根回しすることとする。

年も改まって1月16日、パレスホテルにおける新年会を兼ねた理事懇談会において、この案が実質審議の上了承され、同月27日の第3回理事会（持ち回り）において承認の運びとなったのである。

会長、理事長、各理事への説明に際しては、一様に「苦心したネ」と慰労の言葉を頂いたのには恐縮した。

理事会では最終的に、「現状においては、ベストとは言えないにしろ、ベターであろう」と集約されたが、ただ、会費口数イコール表決権という点について、大口会員から若干の疑問が示されたのは事実である。TTCは国際的に開かれた場であるが、そこにおける採決方式を国連方式と異なり、いわば資本の論理によることとする等の懸念であった。

もとよりこのことは、事務局の心配でもあったが、現状においては、分野別一率方式より、分野別比例方式がベターであり、要は、割り切りの問題だとし



▲分科会活動模様

て了承されたのであった。（後に外資系会員から、この方式及び部会等参加について、財政寄与力が考慮されるという運営方針は、極めて明快であり、かつ合理的だと評価されたが、そこには、なるほどと思わせる幾つかの隠れた理由があることを知った。）

また、この懸念の延長上の議論であったが、表決権は会費口数（1口30万円）を基準として割り振る場合の具体的基準とは、いかなるものかが問題にされた。

「基準」の具体的方式には、単純比例、平方根比例等の方式が考えられるが、結論として、なるべく表決権に格差をつけない等の理由から平方根比例によることが望ましいということになった。

なお、規程上は、単に「基準」と規定しているもので、標準化会議議長の運営上の裁量権にゆだねられている、或いは標準化会議の議決にゆだねるものと解するか、両論があろうが、本件についての理事会審議における口頭了解は、議長の裁量権の行使、標準化会議の議決のいずれをも拘束すると考えていいだろう。

蛇足だが、採決にあたっては、その公正性を担保するため、採決管理委員会が組織されることなどは必要であろう。

関係者の度量

そもそも、TTCの事業目的である電気通信網の接続に関する標準化は、国際接続を離れては考えら

れず、これほど国際連帯、国際協調を必要とするものはない。

たとえ、最新の技術を誇ったとしても世界の共鳴を得られなければ、それは、単なる一人よがり、世界の孤児にすぎないのである。

したがって、TTC標準作成にあたっては、まずは、国際標準準拠が基本に据えられる。

その上において、国際標準におけるオプションの選択、規定の追加、削除、或いは国内マターの規定等によって我が国の実体にふさわしいTTC標準が、関係者の合意によって作成される、ということである。

いうまでもなく、TTC標準は、関係者すべてが遵守し、広く普及することを通じて利用者の利便の向上が図られることが肝要である。このため、標準作成は関係者全員の合意によって、採決されることが最も望ましい。

かりに、標準作成における採決において、67票対33票でこれが可決されたとしよう。

しかし、33票会員の反対は厳然たる事実である。また、民間標準たるTTC標準は、もちろん、強制力はない。そのことから、当該標準の普及等に問題が生じることはないだろうか。

かかることを充分認識している会員は、TTC標準の作成にあたっては、おそらく全員一致のため、懸命に努力するだろう。

だとしても、一人でも反対があれば、標準の作成がなされないというのもまた非現実的である。

ちなみにCCITTでは、全員一致の運営を図るた

め、しばしば、重要な案件についてオプションが付され、グローバルなネットワーク形成において少なからざる障害があることは、つとに知られている。

したがって、止むなく採決が行使されることに備えて、採決方法、手続きを定めておくことは必要である。

しかし、さらに突っ込んでいえば、採決方式のそれより、当該採決に至るまでの過程が最も大切である。

公正、かつ、透明な手続きの下、反対案等に対する十分な審議、討論、或いは対応措置等の明確化は極めて重要である。

このため、限度はあろうが、時間がかかることは止むを得ない。

関係者に広い度量が望まれる。

採決方式と総会、評議会

さて、TTCの最高意志決定機関である総会の採決方式は、1会員1票方式であり、会費とは関係はない。(社団法人電気通信協会は、会費比例方式である。)

そこで、総会と異なる採決方式を標準化会議に採用することの妥当性の指摘があろうか。

定款上、(第18条)標準化会議の運営に関する必要な事項は理事会で定める、とされる。したがって、前述の採決方式が総会のそれと異なるとしても、それは、もっぱら、理事会の権限において判断、決定されたことであって、総会との整合性を必然とする問題の指摘は当を得ない。

もっとも、総会において、標準化会議の採決方式を不適切等の理由において、これが修正等の決議(これは理事会の不信任となろうか。)、を図ることまでも否定するものでない。

一方、標準はその作成手続きについて、高い見地からの評議会の審査を受ける。(定款第16条)

評議会は、民主的に定められた「手続き」に従って、公正、透明に標準が作成されたかどうかを審査することが本来機能である。つまり、「手続き」自

体を定める権能はない。

したがって、「手続き」の定め過程において問題があれば別だが、採決方式それ自体の当否より、その運営の適否について審査するものとなろう。

ただ、採決方式を重要事項として、理事会が評議会に諮問(定款第16条第2項)した場合は、これに応ずることはあろう。

なお、前述の採決方式について理事会は、形式的には諮問してないが、実質の措置は講じてあるので問題はない。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

標準化会議の構成

勿々の内に過ぎた丑年を顧りみる間とてなく、新しい年を迎える。

虎は千里を走るとか、あやかって我がTTCも一気に標準化体制の確立に突進したい。こんな思いで事務局員、仕事始めに取りかかる。

細則案作りにおいて最大の難関であった標準化会議における「採決方式」は、規程に上移規定することでようやく見透しがついたが、もう一つの懸案である部会定員制(細則第13条第2項)に絡む問題について、論議を進める。

部会の権能は、標準化会議に提出する標準案を作成すること(規程第15条)にあるので、部会に参加しておけば、標準に係る技術情報等は充分得られ、かつ、必要な審議にも参画できる。したがって会員は、すべての部会参加を希望する可能性がある。極端に言えば、各部会は、それこそ標準化会議と同じ構成になることだって考えられる。とした推測(実際は杞憂に終わったのだが。)に対し、どう対応するか、であった。

もっとも、それはそれでもいいではないかという意見もあった。しかし、標準作成組織を標準化会議、部会、分科会の3層構造とする限り、重複がはっきりする体制を認めることはできない、また、標準案作成を促進するための審議効率等を考慮し、部会定員は30名(細則第13条第2項、政府等の各種審議会

における人員構成を参考。)程度が、望ましい、とする意見が支配的となり、同時に定員を超えて会員の希望が寄せられた場合における議長の部会専門委員指名基準については、分野別のバランス、TTC活動への貢献度(端的に会費口数とする。)を勘案するということにしよう(細則付則第2項)ということになった。

こうして部会構成員の「定員制」がまとまったのだが、ただし、かかる一種の規制を細則の本則に規定するのはどうかということで、付則で「当分の間」の規定とすることにもなった。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

かくて、どうやら、細則案もめどがついた。

さあ、標準化会議の構成だ!!

エーイ目標を決めてしまえと、第1回標準化会議を61年2月12日、芝の郵便貯金会館で開催することで手配する。(どうやら、TTCのその後の運営は、目標をまず決め、それに向かってがむしゃらに突っ込むというのが習性になった。)

議案は、標準化会議細則の決定、同細則に基づき、網間インタフェース、網一端末インタフェース、特別課題等を取り扱う3部会の設置及び3部会のそれぞれのプロジェクト課題の決定とした。このうち、特別課題等については、あらかじめ関係者の意見(VANとは何か、標準化は必要かといった白熱の議論が交わされた。)を徴しつつ、結局、PBX、LAN、VAN等の相互接続に関すること、諸外国の調査、利用者の動向調査等を行うこととする。

さて、当然のことながら、標準化会議を構成するため、まずは、標準化会議委員の任命が必要である。同委員の任命については、規程第3条(前出)によれば、会員からの参加希望を受け、理事長がこの中から任命するとある。では、どのような基準にて選任するか、その合理正ないし客観性は、・・いまず結論は難しい。・・いや、1会員1名(規程付則第2項)、希望者全員任命がむしろ問題が少ないと腹をくくり、委員の推薦依頼をすることとする。

一方、標準化体制の早期確立を図るため、全会員に標準化会議委員の推薦方依頼とともに、予定と断って、3部会、9分科会の組織を掲げ、これに参

加するメンバーの推薦方についても依頼することとする。

ところで、この部会、分科会構成員の推薦依頼にあたって、一つの心配があった。

それは、部会には参加するが、面倒でハードな作業を伴う分科会の参加は敬遠されるのではないか。つまり、たとえば悪いかもしれないが、ご馳走は人様で作ってもらい味見だけは充分したい、ということにならないかという心配であった。

あれやこれや、いろいろ詮索しつつ、結局、推薦依頼文書には、1. 各部会専門委員(1名)の推薦については、それぞれ優先順位を付けること。2. 部会専門委員の推薦に併せ当該部会の分科会の1以上に分科会専門員(1名)の推薦を必須とすること。3. 定員の関係から、部会専門委員の推薦にはすべては応じられないことがあること、この場合、指名には、分野別バランス及び当該会員のTTCに対する貢献度が勘案されること(細則付則第2項)。4. 正副部長、正副主席に指名された会員にあっては、別に部会専門委員、分科会専門員の推薦ができること。など、こまごま、書き添えて会員に発送したのである。

ところで、この分科会専門員1名の推薦について、ある会員から問題が提起された。

「分科会の具体的作業においては、極めて高度、かつ、専門的な技術事項を取り扱う関係上、限られた構成員、つまり、会員1社1名では、作業目標の達成に支障をきたすおそれがある。したがって分科会専門員を複数指名ができるようにしてほしい」と、いうことであった。

大変貴重な意見であった。

しかし、部会専門委員、分科会専門員は、標準案、標準草案の合意形成の主体であるので1会員1名であるべきであろう。

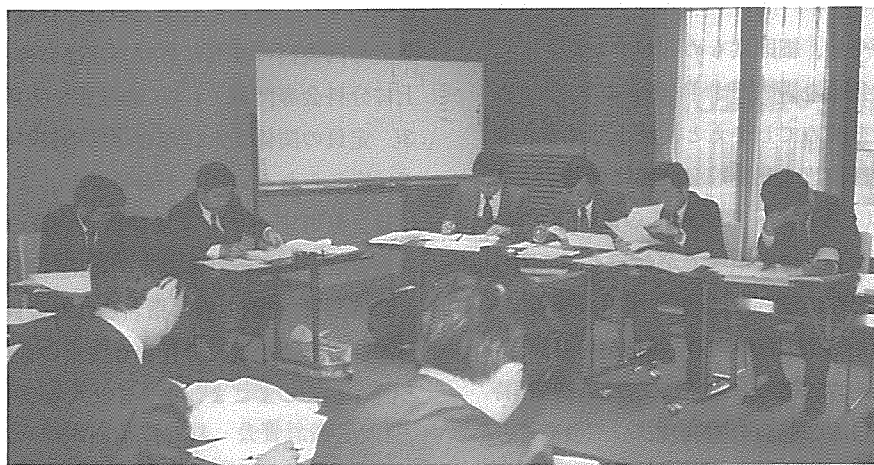
とはいえ、CCITTの諸活動の実体等に照らし、分科会作業において、当該構成員にオールマイティーを望むことは無理、したがって専門家等の参画の必要性は充分認められよう。(なお、会員以外で標準化活動に参画するのは、規程第6条における理事長の学識経験者たる特別委員の委嘱及び細則第

17条における議長の学識経験者たる部会特別専門委員の委嘱がある。)

結論は、次のような事務局長見解(要約)にまとめられた。(現在の特別専門員)

「そもそも分科会作業は、標準案作成に向けて弾力的、柔軟的に対応することが望ましいわけでありますので分科会作業を統括する主査は、常にこれを念頭におかれるものと思われ

ます。したがって、取り扱う問題の特性上から、主査は、当該分野にかかる専門家等に分科会



▲分科会活動模様

想定問答集の作成

細則案作りの作業と平行して、会議のスムーズな運営と各議題に関する会員からの質疑に備え、規程、細則の逐条解説集の作成、3部会設置及びプロジェクト課題設定の考え方について整理したが、特に、逐条解説については、坂口君を中心に毎夜、侃々諤々の論が交わされた。

そのうち、幾つかについて紹介してみよう。ただし、次の事項は、すでにTTCレポートに掲載してある。

- (1) TTC標準と郵政省のJUST(推奨通信方式)との関係(1986.10)
- (2) 政府の技術基準とTTC標準の違い(1986.6)
- (3) 標準化会議における表決権について(1986.

への出席を求め、意見の開陳或いは討議への参画が必要と認めた場合は、主査の裁量又は分科会構成員の同意を得て、かかる措置をとられることは、主査の分科会運営の総括責任遂行上、当然に認められるものと考えます。

なお、分科会として標準案を作成する段階においては、これら専門家の意見等を充分踏まえ、構成員(部会長が議長の同意を得て指名)によって分科会案が決定されるものと考えます」

8)

- (4) 標準化会議委員の解任(連続2回欠席)について(1986.6)

【問】 細則第9条第2項の「反対の場合にあっては、理由又は具体的対案を示さなければならない」としているのは何か。

【答】 TTCは、民間の手により、電気通信に関する技術標準を作成する場ではありますが、標準案の作成過程におきましては、よりよいものにするという観点から、建設的で、かつ、具体的な意見により、論議を深めることが肝要かと考えます。

このためにも、ただ、単に反対というだけでなく、理由の明示、特に、技術蓄積のある会員には、具体的に技術上の対案を示して頂くこと

が、必要であると考えております。

【問】 細則第11条第2項の「幹事会の調整による必要な措置」とは、何か。

【答】 TTC標準は、会員の協力と合意により作成されるものでありますので、会員から、標準の制定に係る事項について要望があった場合、まずは、当該事項について、重要度、緊要性等において或いは現状における標準化作業との関連等において必要、かつ、会員の協力が得られるかどうか、また、担当部会をどうするか、等々を総合的に捉え、必要な調整を図ることが、TTC全体としての標準化活動の効率化、円滑化に資するものと考えます。

そして、これらの機能を果たすものとして幹事会が設けられているわけであります。

幹事会は、TTCの標準化活動並びに技術動向等について、充分熟知されておられる方々である標準化会議正副議長及び同委員(議長指名)並びに各部会正副部会長で構成(細則第20条)されておりますので、所期の機能を果たして頂けるものと確信しております。

なお、必要な措置とは、いまのところでは予測ということになりますが、例えば、新規プロジェクト課題として、担当部会を決め、検討を求めるとか、幹事会としての意見を添えて担当部会に検討等を求めるなどして調整するとか、部会相互間の作業調整とか、いろいろあるかと思われます。

【問】 TTC標準作成上における特許問題についてどう考えているか。

【答】 標準作成上における工業所有権等の取扱については、極めて難しい問題であり、CCITTにおいても、苦心されているやにも聞いております。

しかし、この問題に関しては、TTCとしても、いずれ明確な対応が必要になってまいりますので、今後、各国標準化機関の動向等をも勘定しつつ、会員各位のお知恵を頂き、コンセンサス

作りをしたいと考えております。

とはいえ、今、避けて通れない問題でもありますので、さしむき事務局としては、次のように対応してまいりたいと考えております。

TTC標準作成において、その内容の一部又は全部に、会員が保有する工業所有権等(出願中のものを含む。)に係る場合、当該会員は、標準検討の場(分科会が望ましい。)において、その旨、事前に明らかにしておくことが、事後のトラブル等を避けることにならうかと考えております。

なお、TTC標準に係る工業所有権等の保有者たる会員は、電気通信の相互接続性、互換性の必要性並びに過去のCCITTにおける工業所有権等の対応実績等を充分斟酌され、大局的見地に立って対処されることを強く期待するものであります。

ところで、この想定問答集作成作業を通じ、事務局員の意識合せとともに情報の共有が図られたのであるが、このことは、その後の事務局運営に大きな力となった。

さてさて、こうした事務局の苦労を神様が哀れと思し召されたかどうかは知らないが、第1回標準化会議は、会員のご理解とご協力によって、予定どおり、かつ滞りなく終了し、引き続く、部会、分科会の構成も比較的順調に進行したのであった。

いまにして思えば、誠に幸いであつたとしかいいようがない。

TTCレポートの発刊

TTCが発足してすでに6か月が過ぎた。

この間、創業的業務に忙殺されたこともあって、会員へのTTC活動状況報告は、60年3月26日の第2回通常総会における昭和61年度事業計画、同収支予算案等審議の際若干の状況説明のほか、何一つしてない。

会員から苦情がこないかと実は内心ヒヤヒヤして

いた。

61年度を迎え、区切りもよい、予算にも積算してある、どうしても機関紙を発行しなければならない。

ネーミングをどうする、表紙のデザインは、内容、レイアウトは、事務局のセンスが問われる重大事だ！

でも予算という壁がある。

ところで、聞くところによると機関紙の発行事務は、予想以上に手間がかかるらしい。毎月発行といきたいところだが、どうも今の事務局体制では、隔月が精一杯のようだ。

ネーミングは、社団法人電信電話技術委員会会報、標準化会報、電気通信と標準、等々あったが、結局エイヤッと「TTCレポート」とする。

表紙のデザインは、ハレー彗星にパラボラアンテナと虹、何か分からないのがいい、と勝手な理屈で決めたが、毎号変えると費用がかさむ。1年間同じで勘弁してもらうこととする。

編集責任者は事務局長だが、実際は、毎号、各部長持ち回りで、自由、闊達？に編集する。つまり、各部長の手腕、センスの見せどころ、編集の競争体制である。そして、逐次、内容の充実を図りつつ個性豊かにして権威あるTTCレポート作りを目指す。

てなことになった。

TTCレポート発刊以来、回を重ねてすでに16回、



TTCレポート
創刊号▶

果たして、毎号ににじむ、各部長の苦心、読み取って頂けたであろうか。

何！！もう少し何とかならんか、とだと。

読者の不満があるとすれば、それは、もっぱら事務局長の責任であって、各部長のそれではない。

標準化の意義

当然のことながら、我々事務局員は「標準化」の意義について充分に理解することが、何より肝要である。

時間の余裕を見出して、しばしば議論を重ねた。

一般論として、技術の「標準化」とは、文明の利便を広く、かつ、安定して享受できるようにするための「画一化」「共通化」の手段といえる。それ故に個性等の否定や進歩の停滞を免れ得ないが、この間のバランスをとるための人間の知恵、それが標準の改版であり、標準の制定であって、その上に新しい文化の創造や個性の高揚が促される、としたものであろう。

また、別の視点でいうと「標準化」には、新技術を軸とした「標準化」により市場の開拓拡大に貢献する「技術開発先行型」と、非標準の「標準化」により市場の成熟の促進に貢献する、いわば「技術統合昇華型」とがあると思う。いずれも信頼、安定性の確保及び国際環境ないし市場動向から「標準化」のタイミングは極めて難しく、その遅速のズレは少なくない社会的損失をもたらすといえる。さらに「標準化」は制定と同時に陳腐化が進行するため、その改定のタイミングも同じく難しい。

つまり、標準化は、差別化の拡大をも吸収するものでなければならないが、標準化の制定は、陳腐化の一步であり、このことは差別化の現出という側面を生む。これらの関係はあたかもシーソーゲームに似るが、企業利益等が絡むだけにその運動形態は複雑極まりない。

この相互関係のバランスの持続は、利用者の利益である。

一方、技術競争によるメリットを活かすため、「標

準化」の仕切り、限度をどうするかは、極端にいうと当該「標準化」に関連する産業構造の将来に関わるといえよう。かてて加えて近時における技術革新の進展は局面をいっそう複雑なものにしている。

ところで、別の視点からこの電気通信の「標準化」のメリット（標準化の推進）、デメリットについて少し詳しく整理してみる。

まずは、一般的なサービス需給構図の例えに倣い、駕籠を担ぐ人（通信事業者）、造る人（製造業）、乗る人（利用者）の立場において考えてみる。

通信事業者は、標準化により、網間インタフェースに関わる調整作業が減少し、オペレーティングが容易になるほか、今後のISDN等の電気通信網の構築に対し、効率的な設備投資が可能となろう。また、非関税障壁の非難を避け得る等のメリットを持つ反面、技術先行企業のノウハウの開示の問題とともに、技術開発、独自性技術の進歩を損なう点が指摘される。

製造業は、分野全体として研究開発費の経済化と製品のコストダウンが図られ、また、外国製品の参入障壁の減少ももたらされよう。かかるメリットを持つ反面、通信事業者で挙げたと同様なデメリットを持つことになる。

最後に利用者の面から見てみると、標準化は、安価にて互換性のあるユーザ端末を入手でき、また、この端末により通信接続の拡大が図られることとなる。

デメリットについては、入手できる商品の種類と価格幅が少なくなるおそれがある。

こうみえてくると、総じて「標準化」のメリットは大きい。

いうまでもなく、電気通信はグローバルに展開されることを本質とする。

このことにおいて、国際的な広がりを持つ電気通信の標準化の推進は極めて重要であり、標準化の意義は、この基本に立って理解されなければならない。

国連精神に則る、CCITT活動は、正しく、そのための実現努力にはかならず、各国に「小異を捨て、大同につく」の精神が求められる所以である。

とはいえ、現実の電気通信技術の世界は、いわば、日米欧の三極構造にあり、国益と国際化の調和は、そんなに簡単なものでない。

その上、今後のISDNの世界とは、音声通信、文字通信、映像通信で基本となるサービスは拡大、高度化されるとともに他方において、恋人同士しか通信できない専用電話、登録番号以外は受信を拒絶する電話、会員専用、趣味専用の通信端末等の特化サービス、言葉を換えていうと閉鎖性に意義と価値を認める通信サービスをおおらかに、いや積極的に許容し、新しい通信文化の創造を期待する世界でもある。

かくては、これまで通信の本質とされた「誰でもが、いつでも、何処でもコミュニケーションが可能になることである」とした理念は、いささかの修正が迫られることになるのかも知れない。

それはそれとして、ISDNという未来を開くネットワーク構築について、冷めた目で見、そして考えると、「何を急ぐ」という交通標語がいみじくも思

いだされる。技術革新の成果が人類社会に受け入れられるまでのタイムラグは、新しいサービスの革命性、普遍性に比例すると思うが、果たして、ISDNによるサービスはどうか。

そんな気もするのだが。

TTC創設の顛末記（設立後6か月）以上で終わることとします。

拙文で、貴重な紙面を汚したことを深くお詫び致します。

